



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年11月28日火曜日 第464号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	( 経営支援課 ) ...1249
医師の指定.....	( 福祉総合支援センター ) ...1250
指定医師の所在地の変更.....	( " ) ...1250
指定医師の辞退の届出.....	( " ) ...1250

### 公安委員会告示

取消処分者講習に係る指定講習機関の指定.....	( 警察本部運転免許課 ) ...1250
--------------------------	-----------------------

## 告 示

### ○愛媛県告示第1217号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年11月28日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
明屋書店川之江店・シャトレゼ四国中央川之江店  
四国中央市妻鳥町1662番地1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社明屋書店  
松山市中央二丁目69番地1  
代表取締役 紺野 彰
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社明屋書店  
松山市中央二丁目69番地1  
代表取締役 紺野 彰  
株式会社トーハン  
東京都新宿区東五軒町6番24号  
代表取締役 近藤 敏貴
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和6年5月20日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,083平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
40台  
イ 駐輪場の収容台数  
22台

ウ 荷さばき施設の面積

94平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

7立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社明屋書店

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

株式会社トーハン

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後11時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設1

午前6時から午後10時まで

荷さばき施設2

午後11時30分から午前8時30分まで

2 届出年月日

令和5年11月9日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1218号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和5年11月28日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由	整形外科	西条市民病院	小西義克	西条市小松町妙口甲1521番地	令和5年11月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	愛媛県立今治病院	沢田雄一郎	今治市石井町四丁目5番5号	令和5年11月1日
視覚障害	眼科	住友別子病院	野田遼太郎	新居浜市王子町3番1号	令和5年11月1日

○愛媛県告示第1219号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和5年11月28日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
渥美潤一	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	令和5年10月1日
原祐子	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	令和5年10月1日
高木康平	社会医療法人石川記念会HITO病院	四国中央市上分町788番地1	一般財団法人積善会十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	令和5年10月1日

○愛媛県告示第1220号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和5年11月28日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	坂本佳代	東温市志津川	令和5年10月4日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	木谷卓史	東温市志津川	令和5年10月4日
肢体不自由	整形外科	公立学校共済組合四国中央病院	善成晴彦	四国中央市川之江町2233番地	令和5年10月4日

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年11月28日

愛媛県公安委員会委員長 五葉明德

名称	住所	代表者の氏名	特定講習を行う事務所の名称	特定講習を行う事務所の所在地	特定講習の種類	指定年月日
一般社団法人宇摩交通安全協会	四国中央市三島中央五丁目4番20号	東野 貞夫	宇摩自動車教習所	四国中央市川之江町4087番地30	取消処分者講習	令和5年11月28日